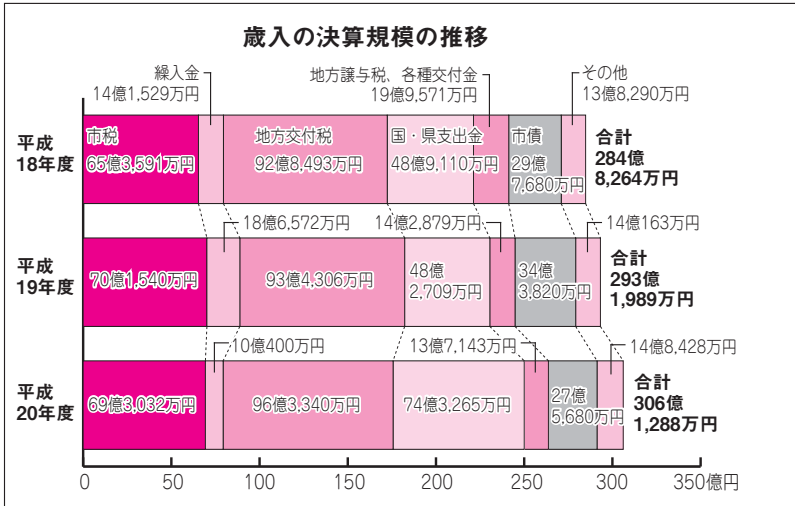


## ■過去3年間の一般会計における歳入および歳出の決算規模の推移

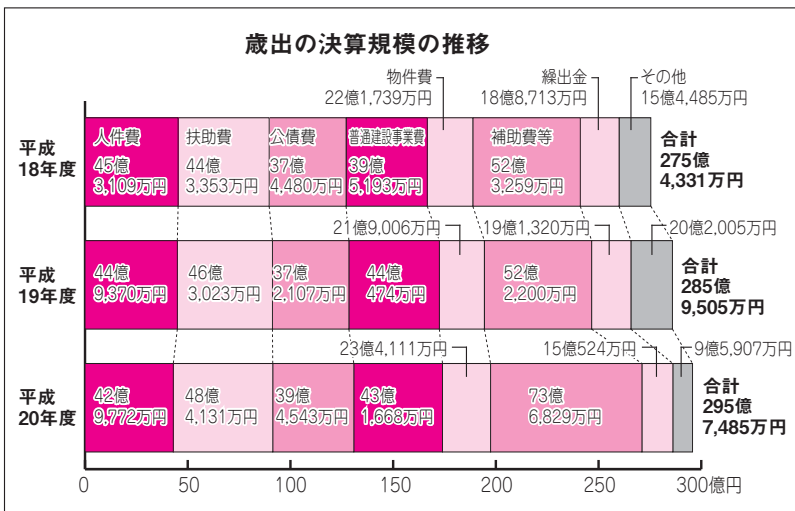


歳入では、市の主な収入源である市税収入は平成18年度の税制改正により国から地方への税源移譲が行われたため、平成19年度は増加していますが、その後は景気の低迷などにより伸び悩んでいます。

地方交付税は増加傾向にありますが、今後の見通しは不透明です。国・県支出金は、平成20年度は国の経済対策などにより大幅に増加しています。

歳出では、医療、介護、生活保護など社会福祉関係に係る費用として扶助費が膨らんでいます。

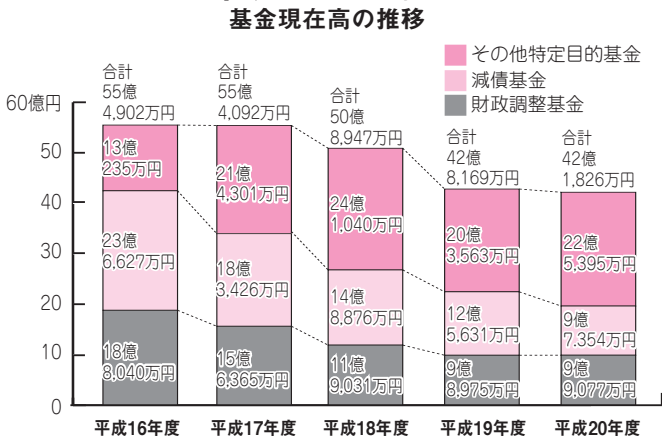
平成20年度において、補助費等が大幅に増加している要因は、定額給付金事業のほか、市立中央病院への赤字補てんなどが増大しているもので市の財政は非常に厳しい状況です。



市では、このような状況を乗り越えるため、人件費の削減や、事業の見直しによる歳出削減のほか、利用予定のない市有地などの財産を積極的に売却し、さらに税金の収納率の向上に努めて収支不足の解消に取り組んでいます。

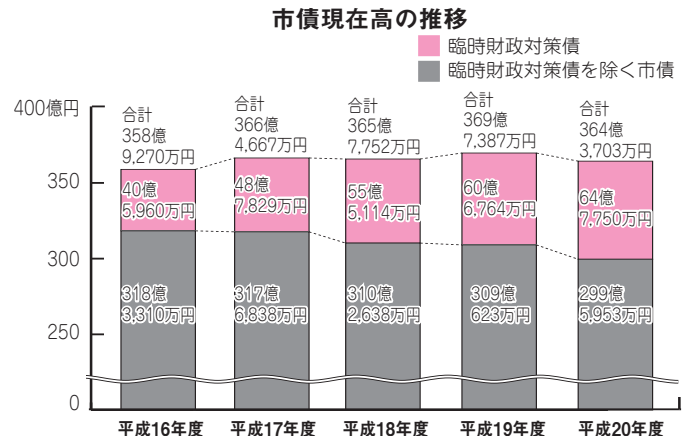
また、現在は基金を取り崩して財源を確保していますが、今後は基金が枯渇する可能性があるため、基金からの繰入金をできるだけ抑えて基金残高を確保するとともに、将来負担が大きくなり過ぎないように市債現在高の縮減に努めています。

## ■基金および市債の現在高の推移



※基金とは、特定の目的のために積み立てられる資金または財産のことです。財政調整基金とは、経済状況や災害などの事由により、予期しない収入の減少や不時の支出の増加に備え、長期的視野に立ち、年度間の財源の不均衡を調整するためのものです。減債基金は、借入金の返済を計画的に行うためのものです。

※そのほか、新市のまちづくりに活用するためのまちづくり基金や、地域における高齢者の福祉の増進を図るための地域福祉基金など12種類の特定目的基金があります。



※市債とは、市が多額の経費を要する事業を行う場合に借り入れできる借金のことです。この市債は長期にわたって計画的に返済を行うことから、世代間の公平化が図られます。

※臨時財政対策債とは、財源不足を補てんするため借り入れする市債で、地方財政法第5条の特例として発行されます。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源といえます。